

年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて（最終報告）

本件については、令和元年12月26日付け及び令和2年2月7日付け当連合会公表資料「年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて」においてお知らせしていたところです。

今般、令和2年2月7日付け公表資料において確認作業中とした54名の方々に付いて、最終的な影響額が確定しましたので、お知らせします。

該当する方には、事情を説明したお詫び状を個別にお送りし、支給額の調整についても既に連絡済みです。

1 影響額の確定

54名のうち、51名については、影響はありませんでした。最終的な影響額は、次のとおりです（3名）。

- ・当連合会 追給 2件（7,868円、8,096円）
- ・日本年金機構 過払 2件（666円、4,967円）

※下線は同一人物

2 全体の影響額（令和元年12月26日及び令和2年2月7日公表分を含む）

	影響額（延べ人数）	1人当たり平均影響額
未払い	4,261万1千円（1,412人）	約30,178円
過払い	8,318万8千円（3,451人）	約24,105円

1人当たり影響額： 未払い 1千円～ 183万9千円
： 過払い 1千円～ 142万1千円
地共済： 未払い 1,412人 平均影響額 3万0千円／人
過払い 3,105人 平均影響額 2万5千円／人
日本年金機構： 過払い 330人 平均影響額 1万6千円／人
私学共済： 過払い 16人 平均影響額 4万9千円／人

《問合せ先》

全国市町村職員共済組合連合会

電話（代表） 03-5210-4611

（年金受給者の方）03-5210-4608

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時